

(仮称) 多摩市立唐木田図書館の運営についてのアンケート実施要領

(目的)

- 第1 (仮称) 多摩市立唐木田図書館の運営について、多摩市自治基本条例第25条第1項に基づき、アンケートにより市民意見を求めるとともに意見表明の機会を設ける。
- 2 アンケートによる意見を今後のサービス向上に向けての参考とする。

(実施期間)

- 第2 平成21年11月17日(火)から平成21年12月20日(日)までとする。

(周知)

- 第3 周知は、たま広報、図書館報やまぼと通信、多摩市立図書館ホームページ(以降「図書館ホームページ」という)、多摩市公式ホームページ(以下「多摩市ホームページ」という)、及び館内掲示により行う。

(実施方法)

- 第4 多摩市内の各図書館において、紙によるアンケート用紙を配布し、意見回収ボックスにより回収する。
- 2 多摩市ホームページ内の専用フォームを活用する。

(対象者)

- 第5 アンケートを行う者については、制限は特に設けない

(結果の報告)

- 第6 実施期間終了後速やかに集計し、その結果を図書館ホームページ等において公表する。なお、[多摩市\(公式\)ホームページから多摩市\(図書館\)ホームページにリンクを貼る](#)ことにより、実施場所と公表場所との整合性を確保する。

(文書の管理)

- 第7 提出されたアンケートについては、これを返還しない。
- 2 前項のアンケートの保存年限は、1年とする。

(アンケート用紙)

- 第8 第4に規定するアンケート用紙は、別添のとおりとする。